

（表 19）契約状況

契約名	契約金額	契約期間	契約の相手方
東部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託	8,715,000	平成25.5.31～平成26.3.14	○
南部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託	10,174,500	平成25.5.31～平成26.3.14	P

（単位：円）

（表 20）高木夏期剪定の不適切事例

箇所	種別	数量	着手時の工程表		実施時期 完了届の工程表
			着手時期	完了時期	
東部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託					
1	岩洲建材ふ頭	69	幹周 60cm未満	平成25年9月上旬	完了届：平成25年11月上旬～中旬
		77	幹周 60～120cm未満	平成25年9月上旬	記録写真：平成25.11.12～16
		6	幹周 120～180cm未満	平成25年9月中旬	完了届：平成25年11月下旬
2	10号地ふ頭	5	幹周 60cm未満	平成25年9月中旬	記録写真：平成25.11.20～21
		11	幹周 60～120cm未満	～下旬	完了届：平成25年11月下旬
		259	幹周 60～120cm未満	～下旬	完了届：平成25年11月下旬
3	フェリーふ頭	197	幹周 60～120cm未満	平成25年9月下旬	記録写真：平成25.11.26
		23	幹周 120～180cm未満	平成25年9月下旬	完了届：平成25年12月下旬
4	辰巳ふ頭内賃雑貨上屋	3	幹周 60cm未満	平成25年9月下旬～10月上旬	記録写真：平成25.12.26
南部地区ふ頭内樹木及び緑地維持管理委託					
5	大井ふ頭ポー トゾラソド	42	幹周 60cm未満	平成25年9月下旬	完了届：平成25年10月中旬
		17	幹周 60～120cm未満	～10月中旬	記録写真：平成26.1.7
		5	幹周 120～180cm未満	平成25年7月下旬	完了届：平成25年11月下旬
6	芝浦内賃上屋 2号棟	12	幹周 60～120cm未満	～8月中旬	記録写真：平成26.1.6
		53	幹周 60cm未満	平成25年7月下旬	完了届：平成25年11月下旬
		18	幹周 60～120cm未満	～8月中旬	記録写真：平成25.11.24
7	芝浦内賃上屋 3号棟	2	幹周 120～180cm未満	平成25年10月上旬	完了届：平成25年10月下旬
		98	幹周 60cm未満	～下旬	記録写真：平成25.11.21
8	品川内賃上屋	7	幹周 120～180cm未満	平成25年10月上旬	完了届：平成25年11月上旬

（表 21）「街路樹等維持標準仕様書」（建設局公園緑地部）による各種剪定の内容

剪定の種別	内容
夏期剪定	冬期剪定とは本質的に異なる剪定で、外観的な樹冠の修正、込み過ぎによる障害の防止、台風等の強風の風圧低減などのため、止むを得ず行うものであり、適切な道具と方法により、緑陰を保つように行うこと。
冬期剪定	落葉樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に合わせた適切な剪定方法により行うこと。
初夏剪定	常緑樹を対象とした樹形の骨格作りを主目的にした剪定で、樹種の特性等に合わせた適切な剪定方法により行うこと。
支障枝剪定	樹形の乱れを最小限にとどめる剪定を行うこと。必要以上に切断することは、一層の支障枝を生むだけでなく、美観も損なうので行ってはならない。

（6）保守点検委託契約の履行確認を適正に行うべきもの

東京港管理事務所は、中防ばら物ふ頭（注1）に配備しているアンローダ（注2）2機及びベルトコンベヤ3基の保守点検を目的として、「平成25年度中防ばら物ふ頭アンローダほか保守点検委託（単価契約）」を締結している（推定総金額：1,518万8,775円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）。

この契約においては、臨時点検整備を行った場合の1人1時間当たり単価を表22のとおり作業時間帯ごとに定めており、委託経費の支払は、該当単価に作業時間数及び人員の実績値を乗じて行っている。

ところで、平成26年3月27日の臨時点検のうち、工種単価区分Bを適用する報告内容について見たところ、保守点検作業報告書では36時間（17時30分から22時までの4時間30分×8人）と記載されているのに対し、業務の指示及び完了届においては44時間（5時間30分×8人）となっていた。

しかしながら、所は、履行内容を確認しないまま検査を合格とし、44時間分の経費の支出を行っており、適正でない。この結果、表23のとおり、6万7,981円が過大に支出されている。

所は、保守点検委託契約の履行確認を適正に行われたい。

（東京港管理事務所）

（注1）ばら物ふ頭：ばら物（包装・梱包をせずにそのまま船に積み込んで輸送する貨物）を扱うふ頭のこと。中防ばら物ふ頭では、石炭やケイ砂等を扱っている。

（注2）アンローダ：船から石炭等ばら物を陸揚げする荷役機械のこと。

（表 22）臨時点検整備に係る工種単価

工種単価区分	A	B	C
作業時間区分	平日 8:30-17:30 休日 5:00-22:00	平日 5:00-8:30 17:30-22:00 休日 5:00-22:00	平日・休日とも 22:00-5:00
単価	7,092円	8,093円	9,791円

（表 23）履行内容を確認しないことによる過大支出の内訳

時間(①)	誤(a)	正(b)	差(c=a-b)
人員(②)	5.5時間	4.5時間	1時間
作業報告量(③=①×②)	44時間	36時間	8時間
単価(工種単価区分B)(④)	8,093円	8,093円	—
支出金額(総額)(③×④)	356,092円	291,348円	64,744円
消費税			3,237円
合計			67,981円

交 通 局

1 指摘事項

（重点監査事項）

（支出）

(1) 適正な所属年度により支出すべきもの

建設工務部は、地下鉄駅舎等の維持管理の一環として、漏水等の修繕に緊急に対応するために、東京都交通局地下鉄駅舎等の修繕業務委託契約（契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約金額：3億2,900万7,000円、契約相手方：東京交通サービス株式会社。以下「本件契約」という。）を締結している。

本件契約は、修繕工事及びその実施に係る事務等を修繕業務として委託するものであり、部が指導・監督する工務事務所の職員が監督員に任命されている。

本件契約では、地下鉄駅舎等の修繕が必要となった場合に、工務事務所が受託者に対して発注書により個別の作業を指示し、受託者は作業が完了したときに工務事務所へ完了確認印簿及び工事記録写真帳等を提出することとなっている。

また、受託者は、1か月ごとに作業の実績を集計した執行実績報告書を、翌月に、工務事務所を通じて部へ履行完了届とともに提出している。

部は、受託者が月ごとに提出する履行完了届及び執行実績報告書等に基づき完了検査を行い、完了検査に合格した作業について、受託者からの請求に基づいて委託料を支払うこととなっている。

ところで、本件契約に係る履行状況について完了確認印簿及び工事記録写真帳等で確認したところ、本件契約のうちに、工務事務所が平成24年度内に発注し修繕が完了しているものが、表1のとおり、2件含まれていた。

工務事務所が、平成24年度に所属する作業を、平成25年度の作業として、発注書により指示し、完了確認印簿により確認したとしていることは適正でない。

また、部が、完了検査を合格させ、代金を異なる所属年度の手算から支出したことは、適正でない。

工務事務所は、発注書による指示及び完了確認印簿による確認を適正に行われたい。部は、適正な所属年度により支出されたい。

（建設工務部）  
（工務事務所）

（表1）平成24年度の作業を平成25年度の作業として支出した作業

作業実施場所	処理内容	作業実施日	契約金額
馬場横山駅	天井漏水修理	平成25年3月22日	89,540円
東新宿駅	天井漏水修理	平成25年3月25日	64,260円

（重点監査事項）

(2) 土木工事工種別単価請負工事について

局は、地下高速電車等の構築物の維持管理を行うために、馬込・志村・大島・木場保線管理所を設置している。また、建設工務部はこれら保線管理所業務の調整・指導・監督等を行っている。

部は、地下鉄各路線及び局用地内における土木構築物の補修並びに道路管理者の指示に基づき道路施設の補修について、緊急に対応することを目的として、土木工事工種別単価請負工事契約（工期：平成25.8.1～平成26.3.31、推定総金額：3,885万円、契約相手方：A。以下「本件契約」という。）を締結している。

本件契約では、土木構築物等の補修について緊急に対応する必要が生じたときに、各保線管理所が受注者に対して発注書により工事を指示し、工事完了後、部が受注者の請求に基づき完了検査を行い、工種ごとに定められた単価を用いて工事の実績に応じた工事代金の支払いを行うものである。

当該契約の履行状況を見たところ、以下のとおり適正でない状況が見受けられた。

ア 交通誘導警備業務を適正に実施すべきもの

平成21年東京都公安委員会告示第169号（以下「告示」という。）では、東京都内の道路において交通誘導警備業務を行う場合に、「交通誘導警備業務に係る1級又は2級検定合格警備員」（以下「検定合格警備員」という。）を1人以上配置しなければならない道路の区間を定めている。

ところで、志村保線管理所及び馬込保線管理所が本件契約により発注した表2の工事について見たところ、告示に基づいて検定合格警備員を配置しなければならない道路の区間でなかった。

しかしながら、各保線管理所は、受注者が適正な交通誘導員を配置しているか確認を行っておらず適正でない。

また、部は、各保線管理所から提出された契約関係書類からは、適正な交通誘導員が配置されたことを確認できないにもかかわらず、工事完了検査を合格とし、工事代金を支出しており適正でない。

各保線管理所は、検定合格警備員の配置に係る確認を適正に行われたい。部は、工事の履行確認及び工事代金の支出を適正に行われたい。

（建設工務部）  
（志村保線管理所）  
（馬込保線管理所）

(表2) 平成25年度に実施した検定合格警備員を配置すべき工事 (単位: 円)

保線管理所	工事名	発注年月日	金額
志村	国道17号志村警察署付近空洞調査試掘工事	平成25.11.25	2,486,803
	国道17号志村警察署付近空洞調査本復旧工事	平成26.1.6	3,841,635
馬込	浅草線通風口他除草工事	平成25.9.27	629,157

1 道路使用許可を適正に受けたことを確認した上で道路上での作業を実施すべきもの  
馬込保線管理所は、本件契約により浅草線通風口他除草工事 (発注日: 平成25. 9. 27。以下「本件工事」という。) を発注している。

本件工事は、交通局用地内にある地下鉄の通風口周辺で刈り取った草を、道路上で待機する車両に積み込むものであり、道路において除草作業等を行う場合、危険防止の必要から、道路交通法 (昭和35年法律第105号) 第77条第1項により、管轄する警察署長の許可を事前に受けておく必要がある。

ところで、所において、本件工事に係る許可の取得状況を見たところ、受注者は、工事実施日までに管轄する警察署長からの事前許可を受けていなかったことが認められた。

所は、受注者に対して、道路交通法を順守し、管轄する警察署長の許可を事前に受けたことを確認する必要があるにもかかわらず、必要な許可がないまま受注者に道路上での作業を実施させており適正でない。

所は、受注者が道路使用許可を適正に受けたことを確認した上で道路上での作業を実施されたい。

(馬込保線管理所)

(重点監査事項)

(その他)

(3) 防火管理体制を適正にすべきもの

都営地下鉄の各駅の助役は、消防法 (昭和23年法律第186号) による防火管理者であり、防火管理に係る消防計画の作成及び消防用設備等の点検・整備等を行う責務がある。

さらに、地下駅舎においては、火災予防条例 (昭和37年条例第65号) 第50条の3により、防煙壁等の機能を有効に保持する責務がある。

消防法及び火災予防条例に基づき、各駅の消防用設備等に係る点検委託については、建設工務部が実施しており、部が点検結果を駅務管理所を通じて各駅の防火管理者へ報告している。また、点検結果により修繕が必要となった箇所については、部が、排煙設備以外のスプリンクラー設備等については修繕計画に基づき、また、排煙設備については、緊急度が高いと判断する箇所から原因調査を行い、順次修繕を実施している。

ところで、五反田・日比谷・巣鴨・上野御徒町各駅務管理所が所管する各駅において、消防用

設備等に不具合が発生している箇所について、修繕計画及び修繕までの暫定的な対応方針をそれぞれ確認したところ、各駅の防火管理者は、部からの報告がないために、消防用設備等に不具合が生じている箇所の修繕計画等を把握していなかった。

修繕計画等は、消防計画に基づき自衛消防活動にも影響があるため、各駅の防火管理者が、修繕計画等を把握していないことは、消防法の定める責務を十分に果たしているとは言えず、適正でない。

部及び各駅の防火管理者は、消防用設備等に不具合が発生している箇所について、修繕計画及び消防用設備を修繕するまでの暫定的な取扱方法の情報を共有し、防火管理体制を適正にされた。

(建設工務部)

(五反田駅務管理所)

(日比谷駅務管理所)

(巣鴨駅務管理所)

(上野御徒町駅務管理所)

(重点監査事項)

(4) 高所作業における転落防止策を適正に講じるべきもの

労働安全衛生規則 (昭和47年労働省令第32号。以下「規則」という。) 第519条では、「高さが2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならない」と高所作業における転落防止策について定めている。

馬込車両検修場は、都営浅草線の車両を保守管理するために天井走行クレーンを設置しており、その点検を行うため、高さが2メートル以上ある場所に点検台を設置している。

ところで、点検作業の安全対策について見たところ、点検台の床には開口部分があるため、規則に基づいて高所作業における転落防止策を講じなければならないことが認められた。

しかしながら、場は、平成16年1月にクレーン点検台を設置した時点から監査日 (平成26. 4. 21) 現在まで、点検台の床等には、覆い等を設ける等の高所作業における転落防止策を講じていないものがあった。本件については、毎年委託しているクレーンの構造等に関する点検の報告書において、平成22年度からは、転落防止のため点検台機上乗込み口チェーンの取付けを追加すること、平成25年度は、床に開口部分があることから転落・落下防止策を検討すること等を注意喚起されているにもかかわらず、長期にわたり転落防止策を講じていないのは、適正でない。

場は、高所作業における転落防止策を適正に講じらるべき。

(馬込車両検修場)

(支出)

(5) 複数単価契約を適正に締結すべきもの

資産運用部は、交通局の本庁各部署が締結する契約に係る事務手続を所管している。

部は、駅舎照明設備の点検清掃を行うため、「駅舎（ホーム他）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：1億505万6,096円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：東京交通サービス株式会社）及び「駅舎（駅出入口他）照明設備点検清掃委託（単価契約）」（推定総金額：4,851万456円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31、契約相手方：B）に係る契約締結手続を行っている。

これらの契約は、106ある都営地下鉄駅舎の照明設備の点検清掃を行うものであるが、年度途中における緊急的な駅舎の工事等により数量が確定できないために、複数の項目ごとに単価と年間の予定数量を定めて照明設備の点検清掃を行う複数単価契約である。

複数単価契約において、最も重要な要素が「単価」であることから、部は、複数の項目について、それぞれの単価が予定価格以下であることを要件としており、契約手続の際には、予定価格を上回った項目すべてについて、最低価格の見積額を提示した者と減価交渉を行い、予定価格以下の単価で契約することとしている。

これらの契約内容について見たところ、表3のとおり、複数の項目において契約単価が予定価格を上回っており適正でない。

これは、部が、契約手続の際に、相手方との減価交渉を十分に行わないまま、契約を締結したことによるものである。

この結果として、合計16万1,659円（監査事務局試算）が過大に支出されている。部は、複数単価契約を適正に締結されたい。

（資産運用部）

(表3) 複数単価契約の中で予定価格を超過した項目

契約件名	作業項目	(単位：円、件)			
		契約単価 (A)	予定価格 (B)	差引 (C=A-B)	発注件数 過大支出額 (D) (C×D)
駅舎(ホーム他)照明設備点検清掃委託	掲示器具点検清掃(夜間)	4,278	4,230	48	280 13,440
	掲示器具点検清掃(高所・夜間)	3,160	3,142	18	95 1,710
駅舎(駅出入口他)照明設備点検清掃委託	遠光ランプ取替	413	412	1	1,196 1,196
	一般照明器具点検清掃	378	347	31	1,937 60,047
	一般照明器具点検清掃	756	694	62	948 58,776
	誘導灯・非常灯・一般照明器具点検清掃	121	111	10	2,218 22,180
	掲示器具点検清掃	476	438	38	31 1,178
	HID照明器具点検清掃	318	291	27	64 1,728
	HID照明器具点検清掃	152	140	12	3 36
合計		2,763	2,535	228	6 1,368
					161,659

(その他)

(6) 貯蔵品の管理を適正に行うべきもの

「東京都交通局会計事務規程」(昭和30年交通局規程第11号。以下「規程」という。)では、物品のうち、業務に必要ではあるが、使用していない状態で一時的に貯蔵するものについては、貯蔵品として取り扱うこととなっている。

また、工事の際に撤去した旧品をリサイクルして使うため、一時的に貯蔵したときには、貯蔵品を取得したものととして管理することとなっている。

また、規程では、貯蔵品出納員を置いて、貯蔵品に関する事務を執行させることとしており、貯蔵品出納員は、貯蔵品受払簿にその受入れ、払出し及び在庫高を記録し、定期的に貯蔵品受払簿に記録された在庫高と現品とを照合し、在庫高が正しく記録されていることを確認しなければならぬとされている。

ところで、志村保線管理所において、貯蔵品の在庫高の管理状況について見たところ、監査日(平成26.4.15)現在、所は、表4のとおり、「PCまくらぎ」(注)の在庫高を227本としていたが、現品(202本)が25本少なく、突合しなかった。

これは、以下が原因となっていることが認められた。

① 平成26年2月20日、「三田線軌道保守その他工事」のために払い出した本数が77本であったのに対して、貯蔵品受払簿には47本と30本過少に誤記したこと。

② 不用品(5本)をリサイクル使用するため、貯蔵品としたにもかかわらず、貯蔵品受払簿に記録しなかったこと(日付不詳)。

所は、貯蔵品の管理を適正に行われたい。

(志村保線管理所)

(表4) 貯蔵品受払簿

日付	在庫高 (A)		現品 (B)		差引 (A-B)		摘 要
	受	払	受	払	受	払	
平成26.2.20		47	227	77	197	△30	①三田線軌道保守その他工事
(日付不詳)			227	5	202	5	②不用品(5本)リサイクル
平成26.4.15			227		202	5 △30	△25 監査実施日

(注)「PCまくらぎ」：プラスチック・コンクリート製のまくらぎ(現在、最も一般的に使用されているコンクリートまくらぎ)

(単位：本)

水道局

1 指摘事項  
（重点監査事項）  
（その他）

（1）浄水場の維持管理について

浄水部は、各浄水場において、中長期的な視点に立った計画的な維持管理を実施するため、「水道施設点検要領」（平成22年3月浄水部、以下「要領」という。）を定めている。

要領によると、浄水管理事務所及び浄水場は、場内施設の損傷等を早期に発見するため、「簡易点検」（以下「点検」という。）を行うこととしている。点検については、各浄水場で計画を策定し、年2回実施し、その結果を記録すること、また、問題のある箇所を把握した場合には、適切な対応を行うこととしている。

ア 要補修箇所への対応を速やかに行うべきもの

金町浄水管理事務所は、金町浄水場の平成25年度第2回の点検を平成25年12月に行っていた。この点検記録では、「凝集剤注入所地下1階壁面にひび割れ（長さ3m程度）」があることが記載され、その評価を「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」としているにもかかわらず、所は、監査日（平成26.1.29）現在、対応を行っていない。

この状況に至る経緯を確認したところ、平成23年度第1回（9月）の点検では「計画的な補修が必要」、平成24年度第1回（6月）点検では「応急処置、補修及び詳細な調査など早急に対応が必要」とされ、状況が悪化しているにもかかわらず、所は、2年以上の期間において対応を行っておらず適切でない。

所は、点検により判明した要補修箇所への対応を速やかに行われない。

（金町浄水管理事務所）

イ 点検を適切に行うべきもの

東村山浄水管理事務所は、東村山浄水場の平成25年度の年2回の点検について、第1回（5月）及び第2回（12月）を計画していたが、辻でん池ほか2か所については、第1回（5月）分を実施しておらず適切でない。

これらの箇所は、平成24年度第2回の点検で「継続的な観察が必要」とされていた。所は、点検を適切に行われない。

（東村山浄水管理事務所）

ウ 点検計画を策定し、点検を実施すべきもの

小作浄水場は、要領で年2回行うと定められた点検の計画を策定しておらず、点検を実施していないことは適切でない。

場は、点検計画を策定し、点検を実施されたい。

（小作浄水場）

エ 点検及びその後の対応を適切に行うよう指導すべきもの

各浄水場の点検状況について見ると、要補修箇所への対応が速やかに行われていない、点検が適切に行われていないなどの状況が確認された。

浄水部は、浄水管理事務所及び浄水場に対し、要領に従った点検及びその後の対応を適切に行うよう指導されたい。

（浄水部）

（支出）

（2）多摩水道維持補修工事請負単価契約について

多摩水道改革推進本部調整部は、送水管等に関する維持補修及び小規模整備工事を行うため、「多摩水道維持補修工事請負単価契約」（以下「単価契約」という。）を162社（以下「請負業者」という。）と締結している（契約金額：90億8,387万1,313円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）。

単価契約のうち口径400mm未満の送水管等（その附属施設を含む。）の補修工事等の施工監理を「平成25年度多摩地区水道施設管理業務委託契約」（以下「業務委託契約」という。）（契約金額：37億4,125万5,000円、契約期間：平成25.4.1～平成26.3.31）において、東京水道サービス株式会社（以下「受託者」という。）に特命により委託している。

また、部は、業務委託契約等の仕様書で、地域を所管する給水管理事務所が毎月月末に履行確認のため進捗管理を行い、現場状況を把握して的確な指導・改善を行うことを定めている。受託者に行わせている監理業務の内容は以下のとおりとなっている。

- a 受託者は、部が作成した業者一覧の中から、単価契約の工事（以下「単価契約工事」という。）を担当する請負業者を選定し、工事着手日や工事内容が記載されている「工事着手日指定書」を工事系システム（工事関連業務に係る事務処理システム）を用いて作成し給水管理事務所に提出し、決定を受けた後、請負業者へ交付して作業内容を説明する。
- b 受託者は、補修等に使用する材料検査を実施する。
- c 受託者は、工事系システムに進捗状況等を随時入力して進捗管理を行い、請負業者が単価契約工事の完成後速やかに受託者に関係書類を提出するよう指導する。
- d 受託者は、単価契約工事が完了した場合は、給水管理事務所に報告し、検査員による検査を依頼する。
- e 受託者は、請負業者が作成した請負費の請求に係る関係書類を確認し、給水管理事務所に提出する。

ア 単価契約工事に係る進捗状況の管理等を適切に行うべきもの  
立川給水管理事務所で工事システムから出力される単価契約工事の受付処理経過簿を見たところ、表1のとおり、完了日・検査日の入力が行われていないもの、工期の延伸手續が行われていないもの、廃番処理が行われていないものなどの適切でない事例が認められた。  
これらは、

- ① 部が作成している業務委託契約の仕様書において、受託者から所に提出を求めている単価契約工事の進捗に係る報告資料の内容が、請負業者ごとにまとめられた発注件数と金額等となっており個々の単価契約工事の進捗状況が把握できるものとなっていないこと
- ② 仕様書において、受託者が所に提出することとされている工事完了日から工事清算終了までの間に行った請負業者への指示の記録については、部が様式を示していないことなどから提出がされておらず、また、所が提出するよう指示していないこと
- ③ 所が、受託者に対して現場状況を聴取するなどの進捗管理を十分に行っていないことによるものである。

部は、所が単価契約工事の進捗状況の管理等を適切に行えるよう、業務委託契約に係る提出書類を見直されたい。

各所は、業務委託契約の履行について受託者を指導するとともに、単価契約工事に係る進捗状況の管理を適切に行われたい。

(表1) 受付処理経過簿の入力状況が不適切な事例

指示番号	工事内容	予定工期	備考
7012E	中学校給水管の面硬化工事	平成25. 4. 1～平成25. 4. 26	廃番手續未処理
0007G	水質測定弁・空気弁室既低調整	平成25. 4. 4～平成25. 8. 28	検査終了未入力
7013G	私道内給水管整理工事	平成25. 4. 22～平成25. 7. 18	"
7021G	私道内給水管整理工事	平成25. 5. 13～平成25. 11. 14	"
0023G	配水小管新設工事	平成25. 5. 15～平成25. 7. 25	延伸手續未処理
7022G	配水小管新設工に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 15～平成25. 7. 25	"
0045E	立川市道外東39号線配水小管新設工事	平成25. 5. 20～平成25. 11. 26	"
7034E	立川市道外東40号線配水小管新設工に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 20～平成25. 11. 26	検査終了未入力
0046E	立川市道東151号線配水小管新設工事	平成25. 5. 20～平成25. 11. 26	延伸手續未処理
7069G	立川市道東151号線配水小管新設工に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 20～平成25. 12. 6	検査終了未入力
0031G	小管新設に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 27～平成25. 8. 22	"
0032G	配水小管移設工事	平成25. 5. 27～平成25. 8. 22	"
0033E	配水小管移設工に伴う配水小管撤去工事	平成25. 5. 27～平成25. 8. 22	"
7034E	市道内配水小管新設工事	平成25. 5. 27～平成25. 10. 29	"
0035G	配水小管新設工に伴う給水管取替工事	平成25. 5. 29～平成25. 9. 25	"
0036G	配水小管新設工事	平成25. 6. 3～平成25. 8. 8	廃番手續未処理
7030G	私道内給水管整理工事	平成25. 6. 4～平成25. 9. 30	検査終了未入力
8070E	サドル分水栓の撤去に伴う補修	平成25. 6. 7～平成25. 7. 17	廃番手續未処理
8202G	給水管漏水修理に伴う舗装本復旧	平成25. 6. 18～平成25. 8. 22	検査終了未入力
7036G	直結切替増設工事	平成25. 6. 21～平成25. 9. 17	"
8227G	給水管漏水修理に伴う舗装本復旧	平成25. 6. 26～平成25. 8. 13	廃番手續未処理

(多摩水道改修推進本部調整部)  
(立川給水管理事務所)

イ 単価契約工事に係る完了検査を適正に行うとともに、受託者の指導を適切に行うべきもの  
各給水管理事務所において、受託者が監理業務を行っている単価契約工事について見たところ、以下のような状況が認められた。

(ア) 立川給水管理事務所は、配水小管取替工事後の基準点(測量の基準とするために設置された標識)の復元とそれに伴う測量をAに行わせている(契約金額：125万3,256円、指示日：平成25. 4. 1、工期：平成25. 4. 1～平成25. 6. 28)が、成果品として提出された4枚の測量図のうち、2枚で、測量日が平成25年2月5日、作図日が平成25年2月11日となっていた。

これは、所が、平成24年度に着手指示して施工させたものの、完了できなかった案件を平成25年度分として完了検査を行ったものであり適正でない。このことは、所の処理及び受託者の施工監理が適切でないことによるものである。

(イ) 多摩給水管理事務所は、新大橋の添架管の塗装をBに行わせている(契約金額：45万1,952円、指示日：平成25. 4. 25、工期：平成25. 5. 1～平成25. 6. 14)。

ところで、その施工状況を見たところ、①使用した塗料について、規格証明書が提出されず、②塗装について、工事出来形管理基準に規定された品質であるか材料検査が行われていない、③塗装を満たしているか確認していないなど事務所の完了検査が適正でない。また、受託者の施工監理も適切でない。

各所は、単価契約工事に係る完了検査を適正に行うとともに、受託者の指導を適切に行われたい。

(立川給水管理事務所)  
(多摩給水管理事務所)

(3) 給水装置工事事務の進行管理の確認等を適切に行うべきもの

給水部は、「平成25年度給水装置業務委託契約」(契約金額：19億6,114万8,000円、契約期間：平成25. 4. 1～平成26. 3. 31)を東京水道サービス株式会社(以下「受託者」という。)と特命随意契約により締結している。これにより、受託者に、給水装置工事事務(新設及び改造、撤去工事等)に伴うしゅん工届の提出、完了検査、監理事務費の徴収・清算等の事務)及びその付随業務を包括的に行わせている。

仕様書において、給水装置工事事務については、「給水課事務取扱手続」(平成22年4月給水部、以下「取扱手続」という。)に基づき行うこととしている。取扱手続において、受託者は、給水装置工事事務の進行状況の把握を工事システム(工事関連業務に係る事務処理システム)の各種整理簿(「給水管取り出し工事等請負整理簿」(注1)、「給水管取付・撤去工事整理簿」(注2)等)により行うこととし、受託者は、進行状況を正確かつ速やかに各種整理簿に入力し、給水装置工事事務が円滑、適正に行われるよう管理する必要があるとされている。

また、取扱手続において、支所は、受託者が行う給水装置工事事務について、工事システムにより進捗管理が適切に行われているかを適宜確認することとされている。

ところで、西部支所における給水装置工事事務の進捗管理の確認・指導状況について見たところ、所は、

① 「給水管取り出し工事等請負整理簿」(平成25年度)において、進捗状況を記載する全ての項目が未記載(未入力)である工事(整理番号1508)について、その状況を確認していない。当該工事は、平成25年4月11日に完了しているにもかかわらず、速やかに行うべき清算事務等の事務処理が、監査日(平成26.1.21)現在、行われていない状況であったが、これを把握していない

② 「給水管取付・撤去工事整理簿」(平成24年度)において、清算事務・しゅん工届提出が未了のものについて、表2のとおり、状況を確認していない

③ 「給水管取付・撤去工事整理簿」(平成25年度)において、表3のとおり、清算等事務が、速やかに行われていないにもかかわらず、受託者の指導を行っていない

など、円滑・適正に事務処理が行われ、かつ、その進捗管理がなされているかの確認・指導を十分に行っておらず、事務の遅滞や処理漏れを防止・改善できない状況となっており、適切でない。所は、業務委託契約の履行について受託者を指導するとともに、給水装置工事事務の進捗管理の確認を適切に行われたい。

(西部支所)

(注1) 「給水管整備及び取り出し工事請負単価契約」における受託工事や、切り離し工事等の高維持工事の進捗状況の把握に使用する。

(注2) 指定事業者が施工する給水装置の新設、改造及び撤去工事の進捗状況の把握に使用する。

(表2) 給水管取付・撤去工事整理簿(平成24年度)の不適切事例

整理番号	整理簿の状況	監査日における確認結果	
41	清算日及びしゅん工届提出日が未入力	受託者は、平成24年7月6日に清算及びしゅん工届提出を完了していたが、整理簿に未入力であった。支所は、その状況を確認していなかった。	
42	〃		
106	道路管理区分、舗装種別、復旧方法、復旧内容、清算日及びしゅん工届提出日が未入力		
213	清算日及びしゅん工届提出日が未入力		
214	〃		
289	〃		
311	〃		
333	〃		
142	〃		平成25年10月に工事が取消となっていたが、受託者は未入力であった。支所は、その状況を確認していなかった。
473	検査完了日、清算日、しゅん工届提出日が未入力		

(表3) 給水管取付・撤去工事整理簿(平成25年度)の不適切事例

整理番号	清算が可能となった日	清算年月日
172	平成25.7.11	平成25.12.6
205	平成25.6.1	平成25.8.2
223	平成25.7.4	平成25.12.6
347	平成25.7.25	平成25.9.6
348	平成25.7.25	平成25.9.6

(4) 還付未済金の管理を適切に行うべきもの

営業所は、過誤納や更正による水道・下水道料金等の還付金について、「東京都水道局営業事務取扱手続」(平成25年4月サービスマニュアル)に基づき、処理している。

事務取扱手続では、還付金の発生等に併いシステムから現金還付対象リストが配信(出力)された場合は、還付金が長期にわたり還付未済とならないよう、適切な処理を行うとしており、①還付原因に基づき、債主と調整の上、還付方法を決定する、②債主と連絡がとれず、還付できない場合は、その経過を記録し、保管することなどの事務処理を定めている。

また、サービスマニュアルでは、営業所の徴収関係業務における事務処理上の問題点を把握し、解決促進・改善等事務の適正化を目的に、還付金の支出及び処理等を重点指導項目として位置付け、毎年度、全営業所に対して訪問指導を実施している。

ところで、営業所における還付未済金の管理について見たところ、現金還付対象リストに係わる処理について、杉並営業所及び新宿営業所は、表4の事例について、債主へ連絡をとるべきところ、連絡先(電話番号)が判明しているにもかかわらず、債主に連絡をとらないまま還付できない事案として処理しているなど、事務取扱手続に基づく処理を行っておらず、適切でない。

また、部の平成25年度の訪問指導結果について見たところ、現金還付対象リストに係る処理について、①処理が遅滞していないか、②処理内容が十分に記載されているか、③還付方法は適正か、④過去発生分について適正に処理されているかについて訪問指導を行っているが、部は、各所の訪問指導結果を「適切に処理されている」としており、問題状況の発見・是正に至っておらず、訪問指導の目的が十分に果たされていない。

各所は、還付未済金の管理を適切に行われたい。

(サービスマニュアル)

(杉並営業所)

(新宿営業所)

（表4）事務取扱手続に基づく処理を行っていない不適切な事例

（単位：円）

営業所名	項番	遷付発生日	水道遷付金	下水遷付金	合計
杉並営業所	現金遷付対象集計リスト（料金）	平成25年11月出力分			
	60	平成24. 7. 2	1,120	882	2,002
	61	平成24. 7. 2	2,466	1,522	3,988
	62	平成24. 7. 10	1,657	1,176	2,833
	63	平成24. 7. 10	1,827	882	2,709
	64	平成24. 7. 10	404	294	698
	65	平成24. 7. 10	3,066	1,176	4,242
	66	平成24. 7. 30	624	294	918
	67	平成24. 8. 6	1,787	1,176	2,963
	69	平成24. 8. 27	2,334	1,176	3,510
	70	平成24. 9. 24	1,105	588	1,693
	71	平成24. 9. 24	2,457	1,176	3,633
	72	平成24. 9. 24	1,924	1,176	3,100
	74	平成24. 11. 26	2,688	1,638	4,326
	75	平成24. 11. 27	3,441	1,470	4,911
	76	平成25. 2. 4	716	588	1,304
	77	平成25. 2. 12	639	588	1,227
	78	平成25. 3. 4	339	294	633
	現金遷付対象集計リスト（料金）	平成25年12月出力分			
新宿営業所	221	平成24. 7. 17	2,457	1,176	3,633
	222	平成24. 7. 30	136	294	430
	223	平成24. 8. 13	2,572	1,176	3,748
	224	平成24. 9. 18	501	294	795
	225	平成24. 9. 18	143	294	437
226	平成25. 3. 8	2,457	1,176	3,633	
227	平成25. 7. 1	2,503	1,176	3,679	
230	平成25. 12. 4	2,022	0	2,022	
231	平成25. 12. 9	2,549	1,176	3,725	

（5）契約変更における契約変更金額の算出を適切に行うべきもの

水質センサーでは、給水所など10か所にトリハロメタン計を設置し、水中に含まれるトリハロメタン濃度を自動計測している。これらの計器の保守点検等について、計器製造メーカーであるCと特命随意契約（契約金額：724万5,000円、契約期間：平成25. 4. 16～平成25. 10. 31）を締結し実施している。

ところで、センサーでは、最終の10月分点検結果に基づき、契約期間を延長して動作確認を行うことが必要であると判断したため、仕様書を変更し、契約変更（変更後契約金額：803万8,800円、変更後契約期間：平成25. 4. 16～平成25. 11. 29）を行った。

しかしながら、この契約変更手続について見たところ、本来、変更後設計金額に契約落札率を乗じて契約変更金額を算出すべきにもかかわらず、これを行わず変更後設計金額のまま契約変更をしており、適切でない。

このため、契約落札率を乗じた場合と比較して、契約変更金額が25万余円過大となっており、同額が不経済支出となっている。

センサーは、契約変更における契約変更金額の算出を適切に行われたい。

（水質センサー）

（6）研修補佐業務委託を適切に行うべきもの

研修・開発センターは、研修の円滑な運営を確保するため、研修の補佐業務及び研修施設の維持管理に係る業務について、「平成25年度研修・開発センター研修補佐業務委託契約」（契約金額：3,906万円、契約期間：平成25. 4. 1～平成26. 3. 31）を、東京水道サービズ株式会社（以下「受託者」という。）と特命随意契約により締結している。

ところで、当該契約について見たところ、仕様書においてそれぞれ定めがあるにもかかわらず、次のとおり、適切でない点が認められた。

ア 研修施設維持管理業務について、浄水処理実習プラントは、月例点検（記録保持）を行い、年間2回水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業を実施することとされている。

しかしながら、「機器点検表」により確認したところ、表5のとおり、月例点検を行っていない機器があった。また、年2回の水抜き及び各槽内部の清掃・点検作業については、清掃は行っているものの、点検の実施報告及び点検記録がなく、点検の実施が確認できない。この結果、5万4,658円の不経済支出となっている。

イ 支給された資機材等について、受託者は、台帳を作成し、適切な管理を行うこととされている。

しかしながら、センサーは、受託者における資機材等の管理について確認しておらず、管理状況を把握していないことが認められた。このため、台帳作成及び管理状況について確認したところ、台帳は作成されていたものの、表6のとおり、監査日（平成26. 2. 5）現在、在庫が確認できないものが見受けられるなど、適切に管理されていない。

ウ 受託者は、センサーと委託業務に関する調整を行い業務全般を総括するため、センサーに、総括業務責任者を常駐させることとされている。また、総括業務責任者が不在の時には、副総括業務責任者が代行するものとされている。

しかしながら、この常駐の状況について確認したところ、センサーは、総括業務責任者が不在の日があったとしているにもかかわらず、代行の状況について確認していない。また、業務日誌の内容、報告状況などを見ても、常駐の態勢がとられているか確認できない状況となっている。

エ 業務従事者の職務能力（能力レベル）について、総括業務責任者は、研修補佐業務等を適正かつ円滑に行うための水道技術、局が行う事業に関する知識及び水道業務の実務経験を有する者で、Dが主権する研修及び講習会等における講師の経験を有する者としてしている。

しかしながら、総括責任者の職務能力（能力レベル）について、契約時に提出された経歴書